

東かがわ市告示第 8 号

東かがわ市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7年 2月12日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成21年東かがわ市告示第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この要綱は、<u>認定こども園等</u>において地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めることにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、及び子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。 （実施主体） 第2条 事業の実施主体は、東かがわ市とする。ただし、事業の運営については委託することができるものとする。 （実施形態） 第4条 事業の実施形態は、一般型とし、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供する。 （開設日数等） 第5条 開設日数及び開設時間は、原則として、週3日以上かつ1日5時間	（目的） 第1条 この要綱は、<u>保育所等</u>において地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めることにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、及び子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。 （事業の委託） 第2条 <u>市長は、この事業を社会福祉法人に委託することができる。</u> （実施形態） 第4条 事業の実施形態は、次のとおりとする。 （1） <u>ひろば型 常設のひろばを開設し、子どもとその保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するもの</u> （2） <u>センター型 地域の子育て支援情報の収集及び提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に向いた地域支援活動を展開するもの</u> （開設日数等） 第5条 開設日数及び開設時間は、<u>次のとおりとする。</u>なお、開設時間につ

改正後	改正前
以上とする。なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定するものとする。 (職員の配置) 第6条 職員の配置は、<u>子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識及び経験を有する専任の者を2人以上（非常勤職員を含む。）配置する。</u> (対象者) 第7条 事業の対象者は、<u>子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の子ども及びその保護者）、妊産婦等とする。</u> (事業の内容) 第8条 事業の内容は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略	いては、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定するものとする。 (1) ひろば型 原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設するものとする。 (2) センター型 原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設するものとする。 (職員の配置) 第6条 職員の配置は、次のとおりとする。 (1) ひろば型 <u>子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識及び経験を有する専任の者を2人以上（非常勤でも可）配置する。</u> (2) センター型 <u>育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2人以上（非常勤でも可）配置する。</u> (対象者) 第7条 事業の対象者は、次のとおりとする。 (1) ひろば型 <u>市内に居住する概ね3歳未満の子ども及びその保護者</u> (2) センター型 <u>市内に居住する子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む。）の子ども及びその保護者、子育てボランティアや子育てサークル等で活動している者、その他子育てに関心がある者等</u> (事業の内容) 第8条 事業の内容は、次のとおりとする。<u>ただし、第5号及び第6号については、センター型のみ実施する。</u> (1)～(4) 略 (5) <u>子育てサークルへの援助等の地域支援活動の実施</u>

改正後	改正前																									
2 前項の事業に加えて、次の各号に掲げる事業を行うことができる。 (1) 出張ひろばに関すること (2) 地域支援に関すること (3) 地域子育て相談機関に関すること (相談等の記録) 第11条 職員は、相談内容等を記録しなければならない。	(6) 関係機関との連絡、協力による支援の実施 (相談等の記録) 第11条 職員は、相談等の内容について、地域子育て支援センター相談記録票（別記様式）に記録しなければならない。 別記様式（第11条関係） 地域子育て支援センター相談記録票 <table><tr><th>No.</th><th>受付日 氏 名</th><th>相談者</th><th>相談内容</th><th>関係機関との連絡</th></tr><tr><td></td><td>年 月 日 ()</td><td>住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>年 月 日 ()</td><td>住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>年 月 日 ()</td><td>住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>年 月 日 ()</td><td>住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()</td><td></td><td></td></tr></table>	No.	受付日 氏 名	相談者	相談内容	関係機関との連絡		年 月 日 ()	住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()				年 月 日 ()	住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()				年 月 日 ()	住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()				年 月 日 ()	住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()		
No.	受付日 氏 名	相談者	相談内容	関係機関との連絡																						
	年 月 日 ()	住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()																								
	年 月 日 ()	住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()																								
	年 月 日 ()	住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()																								
	年 月 日 ()	住所 氏名 対応者 年齢 記録者 電話 ()																								

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。